

**長野県スポーツ協会加盟団体ガバナンス向上研修会 講演要旨**  
**【会場開催及びオンライン開催併用型研修会】**

日 時 令和5年4月25日（火）13:30～14:45  
 会 場 ホテル国際21『芙蓉』 長野市県町576  
 講 師 弁護士 合田雄治郎氏（合田綜合法律事務所 代表弁護士）  
 演 題 「～スポーツにおける暴力・ハラスメント等不適切行為の防止対策について～」

## 第1部 スポーツにおける不適切行為の現状と課題

【設問】1 厳しい指導者として有名で、何人も全国大会に導いた実績のあるクラブチームのA監督は、メンバーの中学生Bが練習中に、あまりにだらだらと動いていて、他のメンバーに悪影響を与えることから、何度も注意したが、改まらなかったため、今後のBの「人間力の成長」も考え、心を鬼にして、愛を込めて、Bの頬をビンタしました。

- ① Aの行為は、許されるか。 ⇒ **許されない**  
 ② また、なぜAの行為は、許されないのでしょうか。

⇒ **違法だから【確信犯型】**

注)【確信犯型】とは、暴力が悪いと思っていながら、暴力をするのではなく、暴力を悪いことだと思わず、むしろ有益であると思っているタイプ

【設問】2 厳しい指導者として有名で、何人も全国大会に導いた実績のあるクラブチームのA監督は、メンバーの中学生Bが練習中に、あまりにだらだらと動いていて、他のメンバーに悪影響を与えることから、何度も注意した。それにもかかわらず、Bの態度が改まらなかったため、「お前は、もっと頭を使えないのか！頭を使わないのは馬鹿というんだ！」と怒鳴りました。なお、Aは、研修会などで暴言やハラスメントがどのようなものか聞いており、その発言がいけないことを知っていました。

- ① Aの行為は、許されるか。 ⇒ **許されない**  
 ② また、Aは、なぜそのような行為に及んでしまったのでしょうか？

⇒ 分かっているも目先の勝利にこだわり、やめられない。【指導方法不明型】

- **なぜ指導者は暴力を振るってしまうのか？【暴力を振るう指導者の4類型】**
  - ・ 確信犯タイプ（自分は正当な行為と信じて行う）
  - ・ 指導方法不明タイプ（指導方法がわからない）
  - ・ 感情爆発タイプ（感情をコントロールできない）
  - ・ 暴力嗜好タイプ
  - ・ 上記4タイプの混合タイプもあり
- **スポーツ界で暴力・暴言等を根絶しようとする契機となった事件は？**
  - ・ 2012年12月の大阪市桜宮高校バスケットボール部顧問暴力自殺事件
  - ・ 女子柔道日本代表選手暴力告発事件
- **二つの事件から10年が経ち、暴力等の不適切行為は無くなったのか？**  
 ⇒ 無くなっていない。
- **不適切行為の傾向と課題は？**

・ **暴力の数は減っているが、暴言の数は増えている**

・ **「確信犯型」から「指導方法不明型」へ**

- ・ 暴言の内容が微妙になってきている（明らかな NG ワードの減少）
- ・ 保護者が不適切な指導者を擁護するケースが多い
- ・ アスリートの意識、社会全体の意識が重要
- ・ 一般のスポーツ指導者には懲戒権がないことに注意
- スポーツ指導者の選手に対する暴力はなぜ許されないのか。

・ **暴力は違法である・・・刑法違反。**

- 暴力とは・・・「暴行」＝有形力の行使 ⇨ 「暴力」
- 指導者が暴力をふるった場合の責任
  - 【刑事責任】 ア 暴行罪 イ 傷害罪 ウ 傷害致死罪
  - 【民事責任】 損害賠償責任を負う可能性がある
  - 【その他の責任】
    - ・ 教員であれば懲戒処分、指導者資格があれば資格に関する処分がある
- 暴力等がスポーツの指導現場で行われてきた背景
  - ・ 戦前からの軍隊の影響、体育教育、スポ根漫画、 **指導方法の未熟さ**
- 指導者はどんなときでも、有形力を行使してはならないのか
  - ・ 極めて限定された場面でのみ許されるが、基本的に有形力の行使（暴力）は許されない。

- 体罰とは ⇒ 法的には、体罰とは懲戒権を有する者の行為を指す。教員は懲戒権を有する。
- 学校教育法 11 条「好調及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。**ただし、体罰を加えることはできない。**」

- 懲戒とは ⇒ 不適切な言動をした子供を戒めること
  - 例) スポーツで結果（成績）を出せないことは、懲戒の対象ではない
  - 注) 一般のスポーツ指導者には懲戒権がないため、教員に許される行為も許されないことがある

- 体罰の判断 ⇒ 教員が児童生徒に行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある

- 体罰に該当 ⇒ その懲戒の内容が、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座、直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。（H19・2・5 文科省初等中等教育局長通知）

● 禁じられる体罰

⇒ 身体に対する侵害・・・殴る 蹴る 突き飛ばす 物を投げて当てる 頬をつねる 髪の毛を切る

⇒ 肉体的苦痛を与えるもの・・・正座、直立等 長時間特定の姿勢をさせる又はとどめ置く 食事やトイレの許可を与えない 炎天下に水を飲ませず長時間走らせる

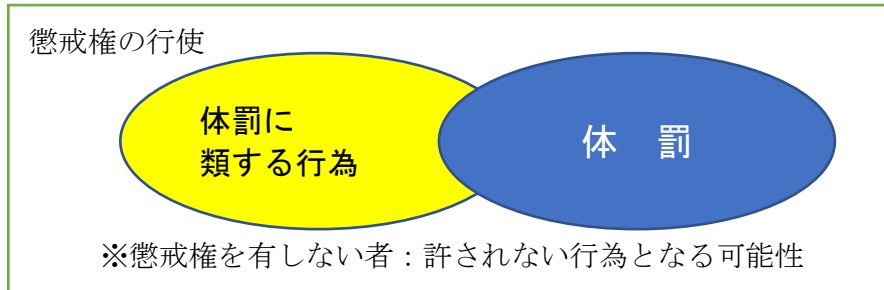
● 「体罰に準ずる行為」も禁じられている

○ 「体罰に類する行為」とは ⇒ 不適切な言動～暴言及び行為

ア 不適切な言動～暴言

- ・ 「最低なやつだ」「人間のクズだ」 ← 人格を否定
- ・ 「お前みたいな奴はだめだ」 ← 自尊感情を傷つける

- ・「きもい」「チビ」「デブ」← 身体的な特徴をけなす
- ・「殴るぞ」「しばくぞ」← 恐怖感を与える
- イ 不適切な言動～行為
  - ・過度な叱責をみんなの前で行う ← 自尊感情を傷つける
  - ・周囲のものにあたって威嚇する ← 恐怖心を与える
  - ・過度な練習を強制する／不可能な課題を強制する ← 精神的に過度な負担を与える
- 「懲戒権の行使」と「体罰」と「体罰に類する行為」との関係



- 「セクシャルハラスメント」とは ⇒ 「性的嫌がらせ」
  - 【悪い例①】クラブチーム監督（男性 60 歳）がメンバー（女性 25 歳）に対し褒めるつもりで「貴方は美人だから、やはり彼氏がいますよね？」＝×
  - 【悪い例②】クラブチーム監督（男性 60 歳）がメンバー（女性 55 歳）に対し褒めるつもりで「貴方はプロポーション抜群ですね～」＝×
- 身体的接触は論外。言葉によるセクハラや視覚によるセクハラもある
- **セクハラしている側は、自覚がないことも多く、相手が嫌な思いをすればセクハラ**
- **たとえ褒めているつもりでも、相手に嫌な思いをさせればセクハラ**
  - ⇒ 言葉によるもの・性的な冗談やからかい 食事デートの執拗な誘い
  - 意図的に性的な噂を流す 性的な体験等を尋ねる
  - ⇒ 視覚によるもの・ヌードポスターの掲示 わいせつ図画の配布
  - ⇒ 行動によるもの・身体への不必要な接触 性的関係の強要
- 「パワーハラスメント」とは ⇒ 地位や人間関係などの優位性を背景に上下関係や指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え又は周囲の環境を悪化させる行為
  - ・ 「行為者の意図とは関係なく」という点がポイント
- **行為者が良かれと思って行った言動でも、相手が嫌だと思えばハラスメントになる**
  - ①身体的な攻撃・叩く、殴る、蹴るなどの暴行、丸めたポスターで頭を叩く
  - ②精神的な苦痛・同僚の目の前で叱責 必要以上に長時間にわたり、繰り返し叱責
  - ③人間関係からの切り離し・1人だけ別室に席を移す 強制的に自宅待機を命ずる
  - ④過大な要求・新人で仕事のやり方もわからないのに、他の人の仕事まで押し付けて、同僚は皆帰宅させる。
  - ⑤過小な要求・運転手なのに営業所の草むしりだけ命ずる。事務職なのに倉庫業務だけを命ずる
  - ⑥個の侵害・交際相手について執拗に聞く 妻に対する悪口を言う

## 第2部 スポーツ団体のガバナンス

【設問】3 あるスポーツチームの代表である監督Aは、チームの登録料やNFへの選手登録料等の収入や練習のための体育館使用料、チーム遠征の際の必要経費などメンバー（保護者）から現金で集めて、一括管理している。なお、このクラブは、法人化していない。

- ① このケースでは何が問題か？ ⇒ **一人で一括管理していることが問題**
- ② その問題にどのように対応すればいいか？

### ● **不正経理問題 ⇒ 団体の必要経費などの予算（現金）を一人で一括管理することの問題**

▲ お金の出入りを記録に残す **通帳（任意団体は団体名義の通帳を作れない）**

▲ 現金：お金をもらう → 領収書の発行、写しの保管  
：お金を使う → 領収書を発行してもらい保管

▲ 少なくとも年1回は収支報告をすべき

- A個人の問題であるとともにチーム（スポーツ団体）の問題でもある。  
任意団体には、法人化を推奨する。

### ● スポーツ界におけるキーワード

- インテグリティ（高潔性、誠実性）      ■ ガバナンス（組織統治）
- ヘルス&セーフティ（健康と安全）      ■ サステナビリティ（持続可能性）

### ● 団体のガバナンス 「ガバナンス」=governance

▲ 「ガバナンス」は、企業統治から来た言葉。

▲ 「コンプライアンス」=「法令遵守」とほぼ同義。組織統治に関する事項を広く指す言葉

▲ 「グッド・ガバナンス」の構築が重要 = 団体自治

### ● スポーツ団体にもグッド・ガバナンスが求められています。

← ガバナンスコード・団体自治

### ● ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け> 令和元年8月スポーツ庁策定

### ● 中小のスポーツ団体においてガバナンス上問題になりやすいことは？

- ◆ お金の管理にまつわる話      ◆ 勢力争いをめぐる話
- ◆ 不祥事対応をめぐる      ◆ 法的責任をめぐる話

### ● スポーツ団体で起こるトラブル事例①～補助金不適切利用、不正会計～

例) 関係者から集めた会費、寄付金の私的利用

J SPOなど上部団体からの補助金等の不正利用

背景) **任意団体は、団体としての口座を持ってない。**

**個人名義の口座又は口座をつくらない現金管理**

会計の整理が十分でないと、管理者個人の会計と団体の会計の立替、混同が生じたり、個人的な流用が出る。

団体の慢性的な資金不足から、証憑不要、報告不要の補助金、寄付金などに不適切な利用が発生しやすい。

### ● スポーツ団体で起こるトラブル事例②～決議の有効性～

例) 役員を選解任決議、会計承認決議が無効だと主張された場合、どう対応するか？

背景) 任意団体の規約自体があいまい、あるいは団体運営者の都合で規約がつけられているケ

ースが実は多い。

総会はやっているものの、会員に議決権はなし。

全部が理事会で決められている。

決議に必要な適正手続きが取られていないため、決議の有効性が問題となる可能性

● スポーツ団体で起こるトラブル事例③～責任の所在～

例) 大会運営中や遠征中に、競技者に大けがが発生した場合、誰が責任を負うのか？

**背景) 問題となる責任は、金銭賠償責任や刑事責任。ただし、法律上、任意団体は組織として責任を負えない。**

◆ 態様によっては、代表者個人が責任を負う可能性もある。

◆ 個人で莫大な金銭賠償責任を負う可能性もある。

◆ 悲劇は、誰も責任を負えない場合、競技者自身が莫大な損害負担になる。

● ～グッド・ガバナンス構築の契機となる不祥事～

■ 経理をめぐる不祥事

東京五輪組織委員会贈収賄事件、全柔連・フェンシング協会の JSC 助成金不正受給事件

■ 不祥事に対する対応の不味さ

相撲協会の死亡事件、大麻使用事件、野球賭博事件、八百長事件

■ 選手の不服申立てに関する問題

代表選考をめぐる争い（日本スポーツ仲裁機構HP参照）

■ ドーピングをめぐる不祥事

カヌー（2018年）その他（日本アンチ・ドーピング機構HP参照）

■ 団体内での対立、団体と団体の対立

● **スポーツ団体のガバナンス確保**

**不祥事⇒ガバナンス体制構築⇒不祥事防止⇒より民主的・健全な団体運営ーグッド・ガバナンス**

● グッド・ガバナンス構築に向けて

■ 法の支配 専断的支配者でなく、適正な法（ルール）による支配

■ 民主制 意思決定における民主的プロセスの徹底

■ 財政の健全化 団体運営上財政の健全化は必須。ただし公益性による難しさ

■ 透明性 ⇨ 説明責任 風通しを良くすることで腐敗を防ぐ

■ 規程類整備 ⇒ グッド・ガバナンス構築に向けて更なる努力

規程を整備して、これらを遵守して、組織運営をしなければならない。

【設問】 4 あるスポーツ団体に「当該団体の関係者である指導者が子どもに暴力を振るっている」との告発がありました。

この場合、どのような対応をすべきでしょうか。

● 不祥事案を把握したスポーツ団体はどのように対応すべきでしょうか？

① 事案に対するスポーツ団体としての対応 ⇒ 適切な調査・処分等

② 今後の再発防止の具体的対策 ⇒ 予防策としての研修

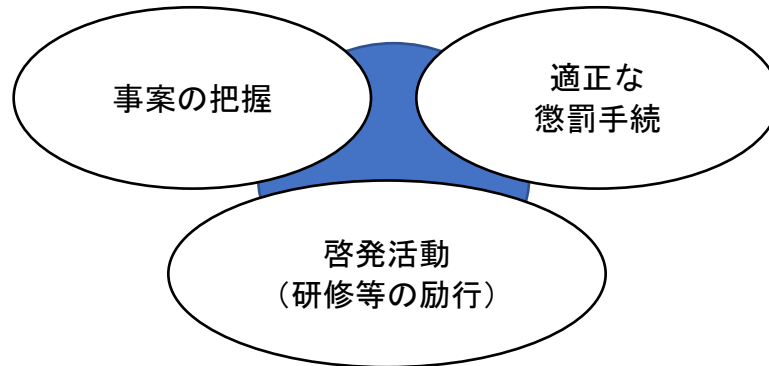
⇒ 処分手続きにおいて明らかとなった事実関係に基づき、再発防止策

● 不祥事の発生が疑われる場合、スポーツ団体としてなすべきことは？

① 調査をするか、しないか

- ② 調査する場合の調査方法（委員会等の構成）
- ③ 事実認定のあり方
- ④ 事実認定に基づく処分

● スポーツ界から不適切行為をなくすためのサイクル



【Q1】スポーツ団体に処分規程がありませんが、処分できますか？

(答) **規程なしに、登録者等を処分することは原則としてできません。**

刑罰法定主義。規程がない場合には、早急に規程を整備してください。

- ① 実体規程（処分対象者、禁止行為及び処分内容）
- ② 処分基準
- ③ 手続規程（相談窓口・調査・事実認定・処分決定・不服申立て）

【Q2】あるスポーツ団体の倫理規程では、選手への暴力行為は禁止行為であると定めています。審査対象者に聞き取りをしたところ、具体的な態様（いつ、どこで、どのように）は覚えていないが、被害者に暴行したことは認めました。審査対象者が認めているので、処分できますか？

(答) **具体的な事実の認定なしに、処分をすることはできません。**

事実認知に当たっては、いわゆる5W1Hを明確にすることが重要です。

特に、いつ、どこで、誰が、誰に対して、どうやって、どうなったかという点をできる限り明確にすることが必要です。

こうした要素を明確にしないと、具体的にどのような事実を認定したのかわからないため、処分の妥当性を判断することができない。

- **特に、パワハラの実事認定は困難であり、事実認定の際には慎重に行う必要があります。**
- ある言動がパワハラに該当すると認定するには、その言動だけでは足りず、行為者と被害者との人間関係やそれまでの経緯等も含めて、丁寧に事実認定する必要があります。